

# 令和元年第 1 回

おいらせ町議会臨時会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和元年第1回臨時会記録

おいらせ町議会 令和元年第1回臨時会記録				
招集年月日	令和元年5月10日(金)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和元年5月10日 午前10時02分 議長宣告			
閉会	令和元年5月10日 午後4時47分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	佐々木 勝	2番	澤上 勝
	3番	澤上 訓	4番	木村 忠一
	5番	田中正一	6番	日野口 和子
	7番	平野 敏彦	8番	馬場 正治
	9番	沼端 務	10番	吉村 敏文
	11番	澤頭 好孝	12番	柏崎 利信
	13番	西館 芳信	14番	松林 義光
	15番	檜山 忠	16番	西館 秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	8番 馬場 正治			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	泉山 裕一	政策推進課長	成田 光寿
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	三村 俊介
	税務課長	福田 輝雄	町民課長	澤頭 則光
	環境保健課長	柏崎 勝徳	介護福祉課長	田中 淳也
	農林水産課長	赤坂 千敏	商工観光課長	久保田 優治
	地域整備課長	西館 道幸	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	柏崎 和紀	社会教育・体育課長	松山 公士
	選挙管理委員会委員長	相坂 一男	選挙管理委員会事務局長	泉山 裕一
	農業委員会会長	大川 義博	農業委員会事務局長	赤坂 千敏
	監査委員事務局長	小向 正志	監査委員	柏崎 堅一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主 任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	会議録署名議員の指名		
	2	会期の決定		
	3	副議長の選挙		
	4	議席の指定		
	5	常任委員の選任		
	6	議会運営委員の選任		
	7	議会広報編集調査特別委員会の設置		
	8	八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙		
	9	十和田地域広域事務組合議会議員の選挙		
	10	十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙		
	11	上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙		
	12	諸般の報告		
	13	行政報告		
	14	議案の一括上程		
	15	報告第1号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	16	報告第2号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	17	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について）	
	18	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	
	19	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）	
	20	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）	
	21	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）	
	22	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について）	
	23	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）	
	24	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）について）	

	25 承認第12号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
	26 承認第13号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について
	27 承認第14号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時02分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	3 番 澤 上 訓 議員	
	4 番 木 村 忠 一 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 （小向正志君）	修礼を行いますので、ご起立お願いいたします。 礼。ご着席ください。
	事務局長 （小向正志君）	おはようございます。 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。 出席議員の中で年長の議員は、 <b>檜山 忠</b> 議員です。 <b>檜山</b> 議員、議長席にお着き願います。
	<b>檜山</b> 臨時議長	おはようございます。 ただいまご紹介をいただきました <b>檜山 忠</b> です。 規定によって臨時議長の職務を行います。 どうぞよろしくお願いたします。

<p>会議成立 開会宣言</p>	<p>楢山臨時議長</p>	<p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和元年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時02分)</p>
<p>開議宣告</p>	<p>楢山臨時議長</p>	<p>直ちに本日の会議を開きます。 着席して行います。 なお、本日は、9番馬場正治議員は欠席であります。</p>
<p>議事日程報告</p>	<p>楢山臨時議長</p> <p>楢山臨時議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>ここで、本臨時会招集に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。 町長。演壇にてお願いします。</p> <p>おはようございます。 本日招集いたしました令和元年第1回おいらせ町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。 また、去る4月21日執行のおいらせ町議会議員一般選挙におきましては、多くの町民からの期待と想いを託され、見事に当選されました。これもひとえに議員皆様の厚い人望と町政に対する熱意が町民の支持を得た結果にほかならないものと深く敬意を表し、心からお祝いを申し上げます。 さて、平成から令和へと新しい時代が幕をあげ、当町は平成18年の合併時から約2万5,000人の人口を保持していますが、今後は少子高齢化や若者世代の中央への流出、そして人口減少社会の到来と、これまでにない行政課題に直面することが予想されます。 このような課題を乗り越えるため、自治の原点を再確認し、町民と行政、そして議会の三者が力を合わせることを重要と考えております。 この厳しい社会情勢を踏まえ、今後も全職員が全力で私の政</p>

新採用町職員 の紹介	梶山臨時議長	<p>策目標である「明るく元気で持続可能なまち」を目指し行政運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、本臨時会開会に当たってのご挨拶といたします。</p> <p>次に、一般選挙後、初めての議会でもあり、行政委員会委員長及び各課長の紹介並びに今年度の新採用職員の紹介をしたい旨、申し入れがありましたので、これを許します。総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>ただいま議長のお許しをいただきましたので、最初に新採用職員の自己紹介をさせていただきます。入場するまで少しお待ちください。</p> <p>一同礼。それでは、荒井主事から自己紹介をしてください。</p>
	(荒井祐乃君)	<p>おはようございます。4月から総務課に配属されました荒井祐乃です。東京都出身で肴町在住です。よろしくお願い致します。</p>
	(鈴木悠太君)	<p>おはようございます。4月から税務課に配属になりました鈴木悠太です。おいらせ町出身で町内会は木崎です。よろしくお願い致します。</p>
	(三浦国貴君)	<p>おはようございます。4月から町民課に配属になりました三浦国貴と申します。埼玉県出身で、現在は本町5丁目に在住しております。よろしくお願い致します。</p>
	(横向 大君)	<p>おはようございます。4月から地域整備課に配属されましたヨコムカイダイと申します。青森市出身で、現在は本村に在住です。よろしくお願い致します。</p>
	(高橋あいり君)	<p>おはようございます。4月から社会教育・体育課に配属となりました高橋あいりと申します。出身は一川目で、現在は八戸市に在住しております。行く行くはおいらせ町に戻ってきたいと考えております。よろしくお願い致します。</p>

各行政委員の紹介	(川島優花君)	おはようございます。4月から環境保健課健康長寿推進室に配属になりました川島優花と申します。南部町出身で、八戸市在住です。私も行く行くはおいらせ町で暮らせるようになりたいと思いますので、よろしくをお願いします。
	総務課長 (泉山裕一君)	ただいま自己紹介いたしました6名の職員以外にも採用された職員が4名おりますので、私からご紹介いたします。 おいらせ病院に、看護師の宮守英恵、栄養士工藤 恵、堀越春香、教育委員会学務課指導室指導主事梅田琢磨。 以上、合計10名が今年度の新採用職員です。 以上で新採用職員の紹介を終わります。 一同礼。 それでは、新採用職員は退場してください。 続きまして、行政委員会委員長及び副町長、教育長、各課長を紹介いたします。それでは農業委員会からお願いします。
	農業委員会会長 (大川義博君)	新たにことしから農業委員会会長を務めます大川義博です。よろしくをお願いします。
	選挙管理委員会委員長 (相坂一男君)	選挙管理委員会委員長の相坂一男です。よろしくお願いたします。
副町長の紹介 各課長の紹介	代表監査委員 (柏崎堅一君)	代表監査委員の柏崎堅一です。昨年6月から務めています。よろしくお願いたします。
	副町長 (小向仁生君)	副町長の小向仁生です。引き続きよろしくお願いたします。
	総務課長 (泉山裕一君)	総務課長の泉山裕一です。よろしくお願いたします。
	町民課長 (澤頭則光君)	おはようございます。新たに町民課長となりました澤頭則光です。よろしくお願いたします。
	税務課長 (福田輝雄君)	おはようございます。税務課長の福田輝雄です。引き続きよろしくお願いたします。

会計管理者 (佐々木拓仁君)	おはようございます。新しく会計管理者となりました佐々木拓仁です。よろしくお願いいたします。
環境保健課長 (柏崎勝徳君)	おはようございます。環境保健課長の柏崎勝徳です。よろしくお願ひいたします。
介護福祉課長 (田中淳也君)	おはようございます。介護福祉課長の田中淳也です。よろしくお願ひいたします。
商工観光課長 (久保田優治君)	おはようございます。商工観光課長の久保田優治です。よろしくお願ひいたします。
まちづくり防災課長 (三村俊介君)	おはようございます。まちづくり防災課長の三村俊介です。どうぞよろしくお願ひいたします。
財政管財課長 (岡本啓一君)	おはようございます。財政管財課長の岡本啓一です。よろしくお願ひいたします。
政策推進課長 (成田光寿君)	おはようございます。政策推進課長の成田光寿です。よろしくお願ひいたします。
教育長 (松林義一君)	おはようございます。教育長の松林義一です。よろしくお願ひいたします。
学務課長 (柏崎和紀君)	おはようございます。学務課長の柏崎和紀です。どうぞよろしくお願ひいたします。
社会教育・体育課長 (松山公士君)	おはようございます。社会教育・体育課長の松山公士と申します。よろしくお願ひいたします。
農林水産課長 (赤坂千敏君)	おはようございます。農林水産課長の赤坂千敏です。よろしくお願ひいたします。
地域整備課長 (西舘道幸君)	おはようございます。地域整備課長の西舘道幸です。どうぞよろしくお願ひいたします。

	病院事務長 (田中貴重君)	おはようございます。おいらせ病院事務長の田中貴重です。 よろしく申し上げます。
	総務課長 (泉山裕一君)	以上で、行政委員会委員長及び副町長、教育長、課長の紹介 を終了いたします。貴重なお時間を拝借いたしましてありがと うございました。今年度もどうぞよろしく願いいたします。
	檜山臨時議長	なお、本臨時会中は円滑な議案審議及び広報写真撮影のため、 関係職員が議場内を出入りする事の許可を与えておりますの で、各議員にご報告しておきます。
仮議席の指定	檜山臨時議長	日程第1、仮議席の指定を行います。 仮議席は、ただいま着席の議席とします。
議長の選挙	檜山臨時議長	日程第2、議長の選挙を行います。 ただいまより審議する日程は、人事案件並びに議会構成であ ります。よって町長初め各行政委員会の委員長及び各課長の皆 様の退席を求めます。 なお、議会構成の決定後、事務局より集合時間を連絡いたし ます。 暫時休憩いたします。 (休憩 午前10時14分)
	檜山臨時議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (休憩 午前10時15分)
	檜山臨時議長	選挙は、地方自治法第118条第1項の規定によって、投票 により行います。 議場の出入り口を閉めます。 (議場閉鎖)
	檜山臨時議長	ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、 佐々木 勝議員及び2番、澤上 勝議員を指名いたします。 投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。

		<p>投票は単記無記名で行います。</p> <p>投票の際は、候補者の氏名をフルネームで記入してください。 白票及び何人かを判断できない場合は、公職選挙法第68条第1項の規定に基づき無効となります。</p> <p style="text-align: right;">(投票用紙配付)</p> <p>投票用紙の配付漏れはありますか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">(投票箱点検)</p> <p>異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。記入をしてください。</p> <p style="text-align: right;">(氏名点呼・投票)</p> <p>投票漏れはありますか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 1番、佐々木 勝議員、2番、澤上 勝議員、開票の立ち会いをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(開 票)</p> <p>選挙の結果を報告いたします。 投票総数 15票</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>有効投票</td> <td>13票</td> </tr> <tr> <td>無効投票</td> <td>2票です。</td> </tr> </table> <p>有効投票のうち</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>西館秀雄議員</td> <td>7票</td> </tr> <tr> <td>西館芳信議員</td> <td>6票</td> </tr> </table> <p>以上のおりであります。 この選挙の法定得票数は4票であります。 したがって、西館秀雄議員が議長に当選されました。 議場の出入り口の閉鎖を解きます。</p> <p style="text-align: right;">(議場開鎖)</p>	有効投票	13票	無効投票	2票です。	西館秀雄議員	7票	西館芳信議員	6票
有効投票	13票									
無効投票	2票です。									
西館秀雄議員	7票									
西館芳信議員	6票									

	楢山臨時議長	<p>ただいま議長に当選された西舘秀雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をいたします。</p> <p>当選された西舘秀雄議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>ご登壇願います。</p>
	西舘秀雄議員	<p>一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>平成19年に議長を4年間務めさせていただきまして、今回2度目の就任ということでございます。議員各位の皆さんには寛大なご理解をいただきまして、本当に感謝を申し上げます。</p> <p>令和元年、新時代のおいらせ町議会議員として、皆さんとともに誇りを持つと同時に、これから4年間、皆さんとともにおいらせ町のさらなる発展、飛躍のために微力ながら務めてまいりたいと思いますので、どうぞ議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本当にありがとうございました。</p>
	楢山臨時議長	<p>これで、臨時議長の職務は、全部終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。</p> <p>西舘秀雄議長、議長席にお着き願います。</p> <p style="text-align: right;">**新議長、着席**</p>
	西舘議長	<p>事務打ち合わせのため、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時30分)</p>
	西舘議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時48分)</p>
会議録署名議員の指名	西舘議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、3番、澤上 訓議員及び4番、木村忠一議員を指名いたします。</p>
会期議題	西舘議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>

	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決しました。</p>
	西館議長	
	西館議長	<p>日程第 3、副議長の選挙を行います。</p> <p>選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票で行います。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">(議場閉鎖)</p>
	西館議長	<p>ただいまの出席議員数は 15 人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人には、5 番、田中正一議員及び 6 番、日野口和子議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p>念のため申し上げます。</p> <p>投票は単記無記名です。</p> <p>投票の際は、候補者の氏名をフルネームで記入してください。白票及び何人かを判断できない場合は、公職選挙法第 68 条第 1 項の規定に基づき無効となります。</p> <p style="text-align: right;">(投票用紙配付)</p>
	西館議長	投票用紙の配付漏れはありませんか。
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">(投票箱点検)</p>
	西館議長	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">(氏名点呼・投票)</p>
	西館議長	投票漏れはありませんか。
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p>

副議長挨拶	西館議長	<p>開票を行います。</p> <p>5番、田中正一議員及び6番、日野口和子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(開 票)</p> <p>選挙の結果を報告いたします。</p> <p>投票総数 15 票</p> <p style="padding-left: 40px;">有効投票            14 票</p> <p style="padding-left: 40px;">無効投票            1 票です。</p> <p>有効投票のうち</p> <p style="padding-left: 40px;">檜山 忠議員        11 票</p> <p style="padding-left: 40px;">平野敏彦議員       2 票</p> <p style="padding-left: 40px;">西館芳信議員       1 票</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>この選挙の法定得票数は4票です。</p> <p>よって、<b>檜山 忠</b>議員が副議長に当選されました。</p> <p>議場の出入り口の閉鎖を解きます。</p> <p style="text-align: right;">(議場開鎖)</p>
	西館議長	<p>ただいま副議長に当選されました<b>檜山 忠</b>議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p> <p>当選された<b>檜山 忠</b>議員に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>ご登壇願います。</p>
	副議長 ( <b>檜山 忠</b> 君)	<p><b>檜山</b>でございます。身に余る光栄であります。本当にありがとうございました。</p> <p>議長を補佐し、議会改革、もちろん議会運営に邁進してまいりたいと思いますが、まずは町長の話している明るく元気で持続可能なまちづくりのために邁進してまいりたいと思いますので、何とぞ皆様のご協力、ご指導をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>
	西館議長	<p>日程第4、議席の指定を行います。</p> <p>議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名をいたします。</p>

	<p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>議席番号と議員の指名を事務局長に朗読させます。</p> <p>(事務局長・議席朗読)</p> <p>ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。</p> <p>ここで、議席指定に伴う席がえを行います。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩 午前11時03分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p>(休憩 午前11時42分)</p> <p>日程第5、常任委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>常任委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとありますので、ただいまから指名したいと思います。</p> <p>総務文教常任委員。松林義光議員、澤頭好孝議員、沼端 務議員、平野敏彦議員、田中正一議員、澤上 勝議員、佐々木 勝議員、西館秀雄。</p> <p>産業民生常任委員。檜山 忠議員、西館芳信議員、柏崎利信議員、吉村敏文議員、馬場正治議員、日野口和子議員、木村忠一議員、澤上 訓議員。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、常任委員には指名したとおり選任することに決定しました。</p> <p>ただいま選任いたしました各常任委員の方々は、後ほど休憩をとりますので、その際にそれぞれの委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>日程第6、議会運営委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとありますので、ただいまから指名したいと思います。</p> <p>議会運営委員。松林義光議員、西館芳信議員、柏崎利信議員、澤頭好孝議員、沼端 務議員、木村忠一議員。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
--	--	--

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会運営委員には指名したとおり選任することに決定しました。</p> <p>日程第5及び日程第6で選任いたしました常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の内選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>初めに、総務文教常任委員会は第1委員会室で、また、産業民生常任委員会は第2委員会室で委員会を開催してください。</p> <p>両常任委員会が終了後、直ちに議会運営委員会は第2委員会室で委員会を開催してください。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時45分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 1時46分)</p> <p>2つの常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の内選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>総務文教常任委員長には平野敏彦議員、同副委員長には澤上勝議員が選任されました。</p> <p>産業民生常任委員長には西館芳信議員、同副委員長には澤上訓議員が選任されました。</p> <p>議会運営委員長には松林義光議員、同副委員長には柏崎利信議員が選任されました。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>日程第7、議会広報編集調査特別委員会の設置を議長発議により議題といたします。</p> <p>議会広報「ぎかいだより懸橋」の発行やその手段により、おいらせ町議会の活動を広く町民に知ってほしいと考えております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>この議会活動に関する広報については、お手元にお配りしました資料のとおり、6名の委員で構成する議会広報編集調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継</p>
--	--	---

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>続調査といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については、6名の委員で構成する議会広報編集調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了までの閉会中の継続調査とすることに決しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま設置が決定されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとありますので、ただいまから指名したいと思います。</p> <p>議会広報編集調査特別委員会の委員。日野口和子議員、田中正一議員、木村忠一議員、澤上 訓議員、澤上 勝議員、佐々木 勝議員。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会広報編集調査特別委員会は、議長が指名したとおり選任することに決しました。</p> <p>ただいま選任いたしました委員の方々は、次の休憩中に、第2委員会室において議会広報編集調査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後1時49分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時00分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>議会広報編集調査特別委員会の正副委員長互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>委員長に日野口和子議員、副委員長には木村忠一議員が選任されました。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第8、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。7番議員。</p>
	<p>7番</p> <p>(平野敏彦君)</p>	<p>希望はとらないのですか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>希望というよりも、さっき控室で私は聞いたんですが。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
		<p style="text-align: right;">(休憩 午後2時02分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
		<p style="text-align: right;">(休憩 午後2時04分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>確認したいのですが、休憩前に異議があったんですか。</p>
		<p>13番議員は異議がありますか。</p>
	<p>13番</p> <p>(西館芳信君)</p>	<p>投票をやって決めるということで、投票をしたらいいんじゃないですか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>お諮りします。</p>
		<p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p>
		<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**ありの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。</p>
		<p>日程第8、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。</p>
		<p>選挙は投票で行います。</p>
		<p>なお、選出議員数は1名です。</p>

		議場の出入り口を閉めます。「議長、ちょっといいですか」 の声あり)  (議場閉鎖)
14番 (松林義光君) 西館議長		ちょっと一言話があるんですけども。  まだ休憩していないんですけども。
14番 (松林義光君) 西館議長		休憩をお願いします。  暫時休憩いたします。  (休憩 午後2時07分)
西館議長		休憩を取り消し、会議を開きます。  (休憩 午後2時09分)
西館議長		次に、立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定により、立会人には、9番、 沼端 務議員及び10番、吉村敏文議員を指名します。 投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。 投票は単記無記名です。 投票の際は、候補者の氏名をフルネームで記入してください。 白票及び何人かを判断できない場合は、公職選挙法第68条第 1項の規定に基づき無効となります。  (投票用紙配付)
西館議長 (議員席)		投票用紙の配付漏れはありますか。  ***なしの声***
西館議長		配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検いたします。  (投票箱点検)
西館議長		異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票 願います。  (氏名点呼・投票)
西館議長 (議員席)		投票漏れはありますか。  ***なしの声***

西館議長	<p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>9番、沼端 務議員及び10番、吉村敏文議員は開票の立ち会いをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(開 票)</p>
西館議長	<p>選挙の結果を報告いたします。</p> <p>投票総数14票</p> <p style="padding-left: 40px;">有効投票           12票</p> <p style="padding-left: 40px;">無効投票           2票です。</p> <p>有効投票のうち</p> <p style="padding-left: 40px;">澤上 勝議員       8票</p> <p style="padding-left: 40px;">平野敏彦議員     3票</p> <p style="padding-left: 40px;">木村忠一議員     1票</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>この選挙の法定得票数は3票です。</p> <p>よって、澤上 勝議員が八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。</p> <p>議場の出入り口の閉鎖を解きます。</p> <p style="text-align: right;">(議場開鎖)</p>
西館議長	<p>ただいま八戸地域広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました澤上 勝議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p>
西館議長	<p>日程第9、十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時19分)</p>
西館議長	<p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時20分)</p>
西館議長  (議員席)	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをます。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定しました。</p> <p>十和田地域広域事務組合議会の議員に澤上 訓議員、佐々木勝議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議長が指名しました澤上 訓議員、佐々木 勝議員を十和田地域広域事務組合議会の議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました澤上 訓議員、佐々木 勝議員が十和田地域広域事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま十和田地域広域事務組合議会の議員に当選されました澤上 訓議員、佐々木 勝議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第10、十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時22分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時22分)</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定しました。</p> <p>十和田地区環境整備事務組合議会の議員に日野口和子議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議長が指名しました日野口和子議員を十和田地区環境整備事務組合議会の議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました日野口和子議員が十和田地区環境整備事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま十和田地区環境整備事務組合議会の議員に当選されました日野口和子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>日程第11、上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙を行います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時24分)</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時24分)</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。</p>

諸般の報告	(議員席) 西館議長	<p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定しました。</p> <p>上北地方教育・福祉事務組合議会の議員に吉村敏文議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議長が指名しました吉村敏文議員を上北地方教育・福祉事務組合議会の議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席) 西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました吉村敏文議員が上北地方教育・福祉事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま上北地方教育・福祉事務組合議会の議員に当選されました吉村敏文議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時26分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時30分)</p>
	西館議長	<p>日程第12、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。</p>
	西館議長	<p>日程第13、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>おいらせ町国民保護計画の修正について、当局の説明を求めます。まちづくり防災課長。</p>
行政報告	まちづくり防災課長 (三村俊介)	<p>それでは、おいらせ町国民保護計画の修正についてご説明いたします。</p>

		<p>行政報告資料のナンバー 1 をご用意ください。</p> <p>本件は、武力攻撃事態等において国民の生命、身体、財産を保護するために必要な事項を定めた武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、略して国民保護法といいます、に基づき、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画である国民保護計画について、国や県計画が修正されたこと等に伴い、町の計画の修正を行ったことから、議会へ報告するものです。</p> <p>初めに、(1) おいらせ町国民保護計画の性格についてです。</p> <p>おいらせ町国民保護計画は国民保護法第 35 条の規定により、青森県国民保護計画を踏まえ、武力攻撃事態等における町の区域に係る国民の保護に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置及び総合的な保護措置の推進を定め、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。</p> <p>なお、計画の作成・修正は、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置され、防災関係機関等の代表者で構成される、おいらせ町国民保護協議会が行います。</p> <p>次に、(2) 町国民保護計画策定の背景・経緯についてです。</p> <p>平成 16 年 6 月、米国の同時多発テロや我が国近海における武装不審船の出現、北朝鮮による弾道ミサイル発射の脅威が高まり、国民保護法が施行され、法律により市町村で国民保護計画策定が義務づけられました。</p> <p>国民保護は迅速な避難、被災住民の救援、被害の最小化の 3 つの柱で構成されており、武力攻撃事態と緊急対処事態（重大なテロ）の 2 つの事態を想定しています。なお、武力攻撃事態では弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、着上陸侵攻、航空攻撃の 4 つが、緊急対処事態では原発など危険性のある物質を有する施設等への攻撃、多数の人が集合する施設や大量輸送機関等への攻撃等が国民保護の対象となります。</p> <p>町でも、平成 19 年 3 月に町国民保護計画を策定しており、平成 31 年 3 月の変更では国の基本方針、県国民保護計画が変更されたこと、4 月の町組織機構改革に伴い計画を修正しました。</p> <p>資料の 2 ページをごらんください。</p> <p>(3) 町国民保護計画の主な修正内容です。4 ページにかけ</p>
--	--	--

		<p>まして①から⑩まで11項目を記載しております。</p> <p>①では、武力攻撃事態時のNBC攻撃、NBCとは核、生物、化学の総称を意味しますが、その対応等に関するものとし、核兵器、生物兵器、化学兵器の特性・対応及び関係機関との連携体制等の記述を追加しております。</p> <p>②では、非常用通信体制の確保手段等に関するものとして、内閣官房が運用し関係機関に緊急情報を迅速に伝達するためのシステムである緊急情報ネットワークシステム(EmerNet)や、消防庁が運用し対処に時間的余裕がない緊急事態の発生を国民に伝え、迅速な避難行動を促すことを目的としたJアラート、全国瞬時情報システム、登録制メール(ほっとスルメール)等の記述を追加しております。</p> <p>③安否情報システム導入に関するものにつきましては、安否情報の照会・回答について、以前は紙様式を使用しておりましたが、システムが導入されたことに伴い、システムを活用する旨の記述を追加しております。</p> <p>⑤要配慮者(避難行動要支援者)名簿の活用等に関するものでは、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるため、要配慮者名簿の活用及び町の民生委員と社会福祉協議会等との協議の記述を追加しております。</p> <p>3ページ目の⑦自衛隊の国民保護措置に関するものについては、想定される自衛隊の国民保護措置または緊急対処保護措置の内容として、避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害または緊急対処事態における災害への対処等の記述を追加しております。</p> <p>⑩事態の種類(弾道ミサイル)における留意事項等に関するものについては、弾道ミサイル攻撃の攻撃目標の特定は困難なことから、Jアラート等の平素からの周知に努めることの記述を追加しております。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>⑪その他の変更については、アからエまで主に用語の変更等による語句の修正等となっております。</p> <p>最後に、4ページの下段をごらんください。</p> <p>町国民保護計画修正案については、2月13日開催の町国民</p>
--	--	---

<p>提案理由の 説明</p>	<p>西舘議長  (議員席) 西舘議長  西舘議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>保護協議会において承認され、青森県との協議を経て4月1日付で計画が変更となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>日程第14、議案の一括上程について。</p> <p>報告第1号及び承認第4号から第14号までの以上13件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。町長、演壇にてお願いします。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第1号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、本年2月19日に発生した町が管理する道路での自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、去る3月29日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第2号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、本年3月8日に発生した町が管理する道路での自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、去る4月22日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第4号、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。地方税法等の一部改正に伴い、単身</p>
---------------------	---	--

	<p>児童扶養者の町民税非課税措置の対象への追加等、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第5号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第6号、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容であります。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期間を延長する改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第7号、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期間を延長する改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第8号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p>
--	--

		<p>主な内容であります。租税特別措置法の一部改正に伴い、引用する条項の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第9号、平成30年度おいらせ町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から7,646万7,000円を減額し、予算の総額を98億8,987万6,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では総務費において公共施設整備基金積立金を増額したほか、各款にわたりまして事業の完了や事業費の精査や確定により減額したものであります。</p> <p>一方、歳入であります。町税を初め地方譲与税、地方消費税交付金、特別交付税、国・県支出金、町債等について、収入額や事業費の確定により増額または減額を行うほか、繰入金では歳出の減額に伴い、財政調整基金繰入金2億5,602万9,000円を減額したものであります。</p> <p>また、第2表、地方債補正につきましては、事業費確定に伴い、1件の限度額変更を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第10号、平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,835万1,000円を追加し、予算の総額を25億1,542万8,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では執行見込み額の精査に伴い、保険給付費及び保健事業費を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では、国民健康保険税及び県支出金を増額し、繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第11号、平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から22万3,000円を減額し、予算の総額を1,835万3,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、ふるさと応援寄附金</p>
--	--	--

	<p>の減額等に伴い基金積立金を減額し、歳入では、ふるさと応援寄附金等の一般会計繰入金を減額したほか、寄附金及び貸付金収入を増額し、あわせて基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第12号、平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から964万2,000円を減額し、予算の総額を10億8,620万7,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業の確定に伴い下水道整備工事費等を減額し、歳入では分担金及び負担金を増額したほか、使用料、一般会計繰入金及び町債を減額したものであります。</p> <p>なお、第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定により2件の限度額を変更したものであります。</p> <p>次に、承認第13号、平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から154万9,000円を減額し、予算の総額を1億2,664万2,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業の確定に伴い農業集落排水施設更新工事費等を減額し、歳入では、使用料を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第14号、平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から2,945万2,000円を減額し、予算の総額を22億1,425万7,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、支出見込み額の精査により、保険給付費を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では、国・県支出金を増額し、繰入金を減額したものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げ</p>
--	---

当局の説明	西館議長	<p>げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	西館議長	<p>日程第15、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。</p> <p>本件は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから3ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分ができる軽易な事項の指定について、第1号の規定により、去る3月29日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年2月19日午後、おいらせ町犬毛谷地地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴に八戸市在住者の車両が落ち、左前タイヤが破損したものであります。</p> <p>損害賠償額はタイヤ修理代金1万5,044円で示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償補償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長  (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
西館議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第1号を終わります。</p>	

\*\*\*なしの声\*\*\*

	西館議長	<p>日程第16、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。総務課長。</p>
当局の説明	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページから6ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定により、去る4月22日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年3月8日午前、おいらせ町上水地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴に、八戸市在住者の車両が落ち、フロントバンパー等が破損したものであります。</p> <p>損害賠償額はフロントバンパー等修理代金8万4,888円で示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償補償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番、平野です。</p> <p>今、報告1号、2号、軽微な部分で専決するというのは理解できます。ただ、この事故が町道で2件発生をしておりますし、今年度の予算を見ても、道路の補修予算というのは限られた額が計上されているのみであります。この手の事故はまだこれから発生するおそれが私はあるんじゃないかと思えますけれども、この道路を管理する町として、どういう対策をとってこういう事故を防ぐのか。</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>ここを1点、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>今、平野議員がおっしゃった道路維持補修費の工事費につきましては、既に4月に契約をして、4区域にエリアを分けて補修工事等に対応しておりますので、道路の町道整備費につきましては予算は今回当初予算では見ておりませんが、補修につきましてはとっておりますので、その予算の中で穴埋め等を進めていくということになります。</p> <p>また、さらに町としましても、パトロールを強化する形で、特に幹線道路につきましては、不特定多数の通行がありますし、大型車両の通行も非常に多く、穴等があく危険がありますので、今後そういう部分につきましては、パトロールの強化という形で取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>狭路についてはバイクに乗る、特に婦人の方が危険だという声を聞いております。それと通学路にあつては、自転車通学をする中学生、非常に安心安全な形での通学ができないという声もありますので。課長の説明ですと、パトロールを強化し体制は万全だということですから、その部分については理解をしますけれども、今後この手の事故が発生しないように要望して終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第2号を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第17、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>本件は、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書7ページをごらんください。</p> <p>本件は、平成31年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、去る平成31年3月31日付でおいらせ町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、69ページをごらんください。</p> <p>第1条では、おいらせ町町税条例の改正を行っております。</p> <p>1つ目には、第34条の7において、ふるさと納税制度の見直しに伴い、寄附金税額控除の対象を総務大臣が指定する地方団体にふるさと納税特別控除対象寄附金に限定する改正を行い、本年6月1日から施行するものであります。</p> <p>2つ目には、附則第7条の3の2において、住宅ローン控除の拡充等に伴い、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を2年延長し、平成45年度、令和15年度になります。また、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止する改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。</p> <p>続きまして、78ページをごらんください。</p> <p>3つ目には、附則第16条において、消費税率10%への引き上げにあわせ実施される車体課税の大幅見直しに伴い、保有課税の恒久減税におけるグリーン化特例について、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過規定を削除する改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。</p> <p>続きまして、82ページをごらんください。</p> <p>第2条では、1つ目として子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置に伴い、第36条の3の2において規定する給与所得者の扶養親族申告書、及び第36条の3の3において規定する公的年金受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者の記載項目を追加する改正を行い、平成32年1月1日、令和</p>
--------------	-------------------------	---

	<p>西館議長</p>	<p>2年1月1日から施行するものであります。</p> <p>続きまして、84ページをごらんください。</p> <p>2つ目として、本年10月1日から施行される軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減に伴い、附則第15条の2として非課税とする規定を追加し、附則第15条の2の2に賦課徴収の特例を追加し、次のページの85ページをごらんください。附則第15条の6では、平成31年10月1日から平成32年9月までの特例期間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を2%から1%に軽減する改正を行い、平成31年10月1日から施行するものであります。</p> <p>また、附則第16条、第16条の2の規定においては、軽自動車税の種別割の税率におけるグリーン化特例について、重課の規定を整理し、平成23年分及び平成33年分の経過を追加する改正を行い、平成31年10月1日から施行するものであります。</p> <p>89ページをごらんください。</p> <p>第3条では、第24条に規定する個人の町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を追加し、非課税措置の対象とする改正を行い、平成33年1月1日、令和3年1月1日から施行するものであります。</p> <p>また、附則第16条では、軽自動車税の種別割の税率におけるグリーン化特例について、平成34年度分及び平成35年度分の経過対象を電気自動車等に限定する改正を行い、平成33年4月1日、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>91ページをごらんください。</p> <p>第4条では、平成28年条例第22号おいらせ町町税条例の一部を改正する条例を、第5条では、平成30年条例第20号おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例を、今回の地方税法の改正に伴い既定の整備をするため改正を行い、平成31年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。2番澤上 勝議員。</p>
--	-------------	---

<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>改正の説明がありました。町民の方々にとっては多分有利になるという延長とか軽減措置でありますから、わかる範囲でいいけれども、総体の中で町に対して1年分で影響がどのぐらいあるのか、もしわかったら教えていただければと。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>税務課長。</p> <p>済みません。総体でどのくらいという数値的なものについては試算しておりませんので、今のところお話しすることがちょっと困難なところがあります。(「はい、いいです」の声あり)</p> <p>ほかにございせんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第4号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>ここで、15分間休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後3時03分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>会議時間を延長します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後3時20分)</p> <p>日程第18、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>当局の説明を求めます。税務課長。</p> <p>それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。 議案書27ページからになります。</p> <p>本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等の改正を平成31年4月1日から施行するため、去る平成31年3月31日付でおいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、95ページをお開きください。</p> <p>95ページの第2条では、基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げる改正を行い、第23条では、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すため、所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を第2号の5割軽減において27万5,000円を28万円に、第3号の2割軽減においては50万円を51万円にする改正を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 <b>**なしの声**</b></p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b></p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから承認第5号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 <b>**なしの声**</b></p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

	<p>西館議長</p>	<p>日程第19、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>承認第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書30ページからになります。ごらんください。</p> <p>本件は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期間の延長を平成31年4月1日から施行するため、去る平成31年3月31日付でおいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、97ページをごらんください。</p> <p>97ページの第2条の上段、不均一課税の適用期限である平成31年3月31日を平成33年3月31日に改め、適用期間を2年間延長する改正を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。2番澤上 勝議員。</p> <p>ちょっと具体的に、この固定資産税の場合どういうものを指すのか、簡単に言えばね。</p> <p>それから、不均一課税というその中身を若干、わからないのをお願いします。</p> <p>税務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>澤上議員の質問にお答えいたします。</p> <p>この原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例で、不均一課税という言葉でお話をさせていただいております。この不均一課税というのは、従来、固定資産税につきましては家屋、償却資産、土地に対して評価額の0.14%課税を課すわけですけれども、この適用がされたものにつきましては、申請から3年間、1年目については10分の1、2年目は4分の1、3年目は2分の1で、4年目からは通常の課税をするというものになります。</p> <p>今回の原子力発電施設等立地地域の該当になる対象、要件につきましては、まず1つとしましては、原子力発電施設等の立地地域内。おいらせ町につきましては旧町時代から下田、百石、現在のおいらせ町に関しましても、全域がその対象地域になっております。</p> <p>対象となる業種になりますけれども、製造業、道路貨物運輸業、こん包業、卸売業に用いる施設等で、設備の取得価格の合計金額が2,700万円を超えるものに対して対象としています。また、道路貨物運輸業とかこん包業、卸売業の場合においては、新設に伴ってその設備を新たに、または増設することによって雇用者の数が15人以上を超えるものという要件が付されております。</p> <p>今回はその期限が31年3月31日までだったものを2年間延長して33年3月31日までの申請のものを対象にしていくという内容になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>2番。</p> <p>あと、わかる範囲でいいんですけども、対象になる事業所といますか、その数を、ある程度把握していたら教えていただきたい。</p> <p>税務課長。</p>

答弁	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p> <p>西舘議長 (議員席)</p> <p>西舘議長 (議員席)</p> <p>西舘議長 (議員席)</p> <p>西舘議長 (議員席)</p> <p>西舘議長</p> <p>西舘議長</p>	<p>対象となるという形ではないんですけども、今までの実績でお答えしたいと思います。</p> <p>29年度におきましては2社がその対象になって軽減を受けております。30年度におきましては1社。3年間ですので、申請が新たになれば3年間が過ぎると減っていきますので、31年度につきましては、現在いないところになっております。以上です。</p> <p>ほかにございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから承認第6号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第20、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p> <p>承認第7号に入る前に1つだけ、済みません、先ほどの答弁の訂正をさせてください。 先ほど固定資産税0.14%とお話ししましたけれども、それは軽減された税率でしたので、通常は1.4%になりますので、大変申しわけございませんでした。間違っておりましたの</p>
当局の説明	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>承認第7号に入る前に1つだけ、済みません、先ほどの答弁の訂正をさせてください。 先ほど固定資産税0.14%とお話ししましたけれども、それは軽減された税率でしたので、通常は1.4%になりますので、大変申しわけございませんでした。間違っておりましたの</p>

		<p>で、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。済みません。</p> <p>それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書33ページからになりますのでごらんください。</p> <p>本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期間の延長を平成31年4月1日から施行するため、去る平成31年3月31日付でおいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、98ページをごらんください。</p> <p>98ページの第2条の上段、課税免除の適用期限である平成31年3月31日を平成33年3月31日に改め、適用期間を2年間延長する改正を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第7号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第21、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>本件は、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、承認第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書36ページからになりますのでごらんください。</p> <p>本件は、租税特別措置法の一部改正に伴い、引用する規定の条項の移動による所要の改正を行うため、去る平成31年3月31日付でおいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、99ページをごらんください。</p> <p>99ページの第2条、課税免除の99ページの下段になりますが、租税特別措置法において中小企業者等を規定する第10条第8項第5号を同条第7項第6号に、第42条の4第8項第6号を同条同項第7号に、第68条の9第8項第5号を同条同項第6号に改めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。2番、澤上 勝議員。</p> <p>課長さんからちょっとお聞きしたい。</p> <p>これはさっきのやつもそうですけれども、今のやつもそうですけれども、国では中小企業を優遇するという意味だと思われはすけれども、その本当の根本には国の考え方がどこにあるのか。失礼だけれども、金額的には大した魅力的な改正でもないだけれども、ただの延長とかだけですから。その辺、もしわかる範囲がありましたら、なぜこういう措置をするのか。</p> <p>税務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほどの牽引事業、あとこちらの地方活力向上地域に係るものにつきましては、牽引につきましては平成30年3月制定、こちらの地方活力向上地域に係るものにつきましては、今年の30年12月に制定させていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、澤上議員おっしゃったとおり中小企業を応援する形の制度になっていると思います。</p> <p>この制度の中身につきましては、こちらの地方活力向上地域におきましては、移転型と拡充型という2つの制度があります。移転型というのは、東京23区からおいらせ町に事務所の本社機能を移転したものを対象とするもの、あとは拡充型は、従来からおいらせ町に本社があるものが規模を拡大する場合に固定資産を軽減するというのを考えると、やはり地方の活性化を見据えた形の国の施策かなど。また、やはり消費税10%、10月1日から施行される形になっておりますので、そちらの対策だと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第8号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第22、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>
-----------	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>本件は、平成30年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について承認を求めます。          当局の説明を求めます。          財政管財課長。</p> <p>それでは、承認第9号についてご説明申し上げます。          議案書の39ページから45ページをごらんください。          本件は、既定予算の総額から7,646万7,000円を減額し、予算の総額を98億8,987万6,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。          46ページをごらんください。          第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、学校給食センター建設事業について限度額の変更を行ったものであります。          歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。別冊の平成30年度一般会計補正予算(第7号)に関する説明書をご用意ください。          まず、歳出の主な内容であります。          18ページをお開きください。          2款1項4目財産管理費の25節公共施設整備基金積立金5,000万円の増額は、多目的ドームなど今後の公共施設整備予定を見据え予算計上するものであります。          19ページをごらんください。          2款2項1目企画総務費の25節ふるさと応援寄附基金積立金109万6,000円の増額は、ふるさと納税の収入額精査に伴うものであります。          21ページをごらんください。          2款2項5目定住促進対策費の19節定住促進助成金410万円の増額は、申請受け付けに伴う事業費精査によるものであります。          23ページをごらんください。          3款1項1目社会福祉総務費の28節国民健康保険特別会計繰出金378万2,000円の減額は、特別会計の3月31日付補正予算専決処分によるものであります。          24ページをごらんください。</p>
--------------	---------------------------	--

		<p>3款1項3目高齢者福祉費の28節介護保険特別会計操出金1,428万円の減額は、特別会計の3月31日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>また、3款2項1目児童福祉総務費の20節多子出産祝金240万円の減額は、執行状況の精査によるものであります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>5款1項4目雇用対策費の19節緊急雇用奨励金204万円の減額は、執行状況の精査によるものであります。</p> <p>28ページをごらんください。</p> <p>7款1項2目商工業振興費の19節地域空き店舗活用支援事業助成金167万円の減額及び小規模事業者経営改善資金利子補給金142万5,000円の減額は、それぞれ支出額の確定によるものであります。</p> <p>30ページをごらんください。</p> <p>8款2項3目除雪対策費の13節除雪作業委託料1,056万5,000円の減額は、支出額の確定によるものであります。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>8款3項4目公共下水道費の28節公共下水道事業特別会計操出金578万4,000円の減額は、特別会計の3月31日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>34ページをごらんください。</p> <p>10款1項2目事務局費の19節中学生海外派遣等事業費負担金216万4,000円の減額は事業費の確定により、また、幼稚園就園奨励費補助金379万2,000円の減額は、事業費の精査によるものであります。</p> <p>また、28節奨学資金貸付事業特別会計操出金31万9,000円の減額は、特別会計の3月31日付補正予算の専決処分によるものであります。</p> <p>39ページをごらんください。</p> <p>10款5項2目体育施設費の13節測量設計等委託料500万6,000円の減額は、多目的ドーム建設に係る地質調査及び測量設計業務委託の事業費確定によるものであります。</p> <p>また、その他各ページの内容につきましては、全般にわたり事業費の確定及び精査により増額または減額したものであります。</p>
--	--	--

		<p>次に、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。</p> <p>ページが前に戻ります。3ページをお開きください。</p> <p>1款1項町民税、2項固定資産税及び4項町たばこ税の各税目の増額または減額は、それぞれ収入見込み額の精査によるものであります。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>6款1項1目地方消費税交付金8,642万9,000円の増額は、収入額の確定によるものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>10款1項1目地方交付税の特別交付税9,191万3,000円の増額及び震災復興特別交付税316万6,000円の増額は、それぞれ収入額の確定によるものであります。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>この9ページの14款国庫支出金から12ページの15款県支出金までにつきましては、それぞれ国・県補助事業等の交付決定や確定等に伴い、増額または減額を行ったものであります。</p> <p>13ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金は、3月31日付補正予算の専決処分による歳入歳出財源調整により2億5,602万9,000円を減額したものであります。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>21款1項町債であります。学校給食センター建設事業につきまして、事業費の確定に伴い減額を行ったものであります。</p> <p>ページが今度は後ろのほうに移ります。</p> <p>41ページ、42ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、人件費の補正に伴いその内訳について示したものであります。</p> <p>43ページ、44ページをごらんください。</p> <p>債務負担に関する調書は、事業費の変更に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>45ページ、46ページをごらんください。</p> <p>こちらの地方債に関する調書は、地方債の補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算(第7号)に関する説明書3ページから16ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。2番、澤上 勝議員。</p> <p>収入に行く前に、本題の議案書の46ページの地方債の補正について聞いてもいいですか。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>地方債は後ほどあります。今は3ページから16ページです。</p> <p>わかりました。</p> <p>3ページの中の収入の1款の法人税の部分ですけれども、均等割が減額になっているわけですが、自然に考えると、均等割が減額になるというのは会社が少なくなって減額になるのか、まず1件目、そういう意味です。</p> <p>それと、全体的に収入が、おいらせ町は人口がふえていますから収入がふえていることは本当にめでたいことだと思っております。最終的に、この6ページの7款自動車取得交付税443万円ふえているわけですね。これが、単純にいけば最初の見積もりが少なかったのか、急に車がふえているのか。その辺の兼ね合いをご説明いただければと思います。</p> <p>その部分2点。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>澤上議員の質問にお答えいたします。</p> <p>1つ目の法人税の均等割につきましては、昨年度、30年度内の法人の廃止法人につきましては、15法人が廃止されております。ただし、新規設立またはおいらせ町に移転された法人につきましては34法人。逆に増加している状況にあります。その中で均等割が減額、要は予算を割り込んだ部分で減額補正したということにつきましては、均等割の額につきましては、法人の資本金または町内の従事者数によって額が変わってきて</p>

		<p>おりますので、そういう面の法人のところでは資本金が下がった、もしくは従業員数が減ったために、その階層の金額が若干動いたための減収という形で捉えております。</p> <p>あと、続きまして軽自動車税につきましては、4月1日現在の軽自動車に対して5月、今時期ですけれども賦課して徴収をしているところになります。ですので、実際には従来の車両の数云々の積算もあるかと思っておりますけれども、税収が上がってきているものに対しての増額補正という形で捉えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは自動車取得税交付金についてご説明いたします。</p> <p>この自動車取得税交付金というのは、ご承知かと思っておりますけれども、自動車を買った際に課税される税金でございます。市町村については、町道の延長や面積で案分交付されるものがありますが、昨年度と比較しますと、昨年3,300万円余りあったわけですから、昨年度よりは金額が減っているということになります。当初予算と比較しますと増加ということになりますけれども、昨年度と比べますと減となっておりますので、単純に自家用車の販売台数が去年より落ちているものではないのかなと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>質疑ございますか。(「いいです」の声あり)</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p> <p>私は5ページの6款地方消費税交付金がありますよね。8,642万9,000円が補正額で出ています。この交付決定の時期というのはいつになっているか、これをお知らせいただきたいと思っております。</p> <p>それから、次の6ページですけれども、地方交付税の特別交付税が9,191万3,000円。この確定時期というのはいつになっているのか。町の収入になっているのがいつになっているのか。</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>この2点。10ページまで……歳入全款ですか。</p> <p>そうすれば、続けて、この収入のほうに絡んでこの専決の部分ですけれども、金額が非常に大きいので私はちょっと疑問に思ったんですけれども。この専決処分というのは、議員必携を見ますと、専決処分できる場合が載っています。議会との専決事項の指定というのが法180条の1であります。この予算的な部分についてはどういう内容、金額的な上限が定められているのか、この辺についてひとつお知らせをいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>ただいまのご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず初めに、地方消費税交付金の確定通知の時期と収入の時期についてでございますが、地方消費税交付金の確定通知につきましては2月28日付で通知がございまして、3月8日に収入いたしております。</p> <p>次に、地方交付税、特別交付税についてであります。決定通知がありましたのは3月22日付でありまして、実際に収入があったのは3月25日付であります。</p> <p>補正する金額の上限があるのかということによろしかつたでしょうか。ご質問の内容は。「もう1回いいですか」の声あり</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>この専決処分をできる指定というのはあるわけで、議会が会議を開くことができないとか、特定のことがありますけれども、ただ、町長にその専決をすべき事項を委任することができるかと書いてあって、その中で専決事項の指定について、その議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法第180条第1項の規定により町村長の専決処分事項に指定すると、こうあるわけで、この部分の中でこの予算的にも額が……例えば、特別交付税なんていうのは9,100万円、3月22日に決定になっているんですけれども、これらは災害とかそういうのがあれば</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>ふえるわけですがけれども、そうでなければある程度収入が見込めるわけで、そういうものを見込んでやることによって、いろんな財政効果というのは高まるんじゃないかと思うんですが、全ても、運営の仕方というのを見ますと、財政調整基金だけを流用して、入ってくればその財政調整基金を返してというような、戻すという形で運用しているんですが、この専決の部分の事項にどの程度その内容が盛り込まれているのか。専決事項の指定というので確認している書類がありますか。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>今の質問は、専決についてご説明申し上げます。</p> <p>今、平野議員がおっしゃいました地方自治法第180条第1項に基づく専決処分というのは、軽易な事項についての根拠であります。当町でもおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についてというのがありまして、そこでは軽易なものであります。例えばなんですかけれども、法律上の義務に属する1件50万円未満の損害賠償の額を定める等でありまして、予算については、こちらの180条ではなくて地方自治法第179条、議案書にも179条第1項とあります。こちらの条項に基づいて専決処分をしております。この179条第1項という内容についてなんですけれども、議会を開くいとまがないとき、この179条第1項に基づいて専決処分を行って、直近の議会で報告をするという内容になっております。</p> <p>本来、予算を定めるのは議会の議決事項ですから、このように180条で町長に委任するという形ではなくて、179条の規定に基づいて後日報告をするという内容になっております。</p> <p>それからもう1つご質問のありました予算の見方といいますか、最初かたく見過ぎなのではないかなという内容のご質問だったと思います。今この専決処分増額いたしました、例えば特別交付税なり地方消費税交付金なりですが、こちらが、例えば特別交付税とかについては、およそ地方交付税全体の約6%というように決まっているものですが、この自治体の配分についても、例えば大規模災害があったほうに重点的に配分されてしまうだとか、不確定要素が非常に多いものであり、</p>
-----------	---------------------------------------	--

質疑		<p>財政当局が当初から予算を見るのはとても難しい経費になっております。また、地方消費税交付金についても景気の動向に左右されますので、こちらもちよっと見込みを立てるのが難しく、そのため当初予算の段階では厳し目に見て、専決処分で確定通知に基づいて増減を調整するという内容になっております。これを仮に当初予算で大目に見て、仮に割れるということであれば、いわゆる歳入に穴があくという状態になってしまいますので、そのような事態を防ぐためにも、例年町の予算編成としては、当初は厳し目に見て専決処分で調整をするという編成にしているところでございます。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>西舘議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。「もう1回いいですか」の声あり さっきは確認でしたので。7番。</p> <p>私が言うのは、この金額が非常に、1億以上の額が専決されるということは、もともと経費的な歳出の部分でも、充当することによって事業効果というのは高まるし、今見ますと、今は10ページだけですからあれですけれども、トータルで7,600万円の減額になっているわけですよ。これは歳出だってその分引いているわけですから、私は本来サービスというのが本当になされているのかなという気も感じる。ですから、予算の計上の仕方というのは、かたく見るのも確かにそうでしょうけれども、やはり町民サービス、そういうものを全面に出していくという形であったら、いわゆる適正な形での予算計上をし運営すべきだということで、歳入についてはそういう形でこれからも対応していただきたいし、それから軽微な部分というのは179条で軽微な事項とありますけれども、金額的な軽微な、歳出でいけば50万円でしょう。収入でいけば9,000万円も何ぼも計上しているわけですから、これらが果たして軽微に当たるかどうかということに、私非常に疑問を感じているわけですよ。議会とすれば、いろんな形で議論し、そしてまた行政とのお互いに理解を深めていくという部分が欠落しているんじゃないかという思いがあるわけで、この辺については議会としてもさらに議会の開催、そういうものについても検討していた</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>だくように、議長にもお願いしておきたいと思います。</p> <p>答弁はよろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。2番、澤上 勝議員。(「1回やった」の声あり)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>2番</p> <p>(澤上 勝君)</p>	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出全款及び給与費明細書、債務負担に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書17ページから44ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。2番、澤上 勝議員。</p> <p>ちょっと今ページ数が見つけれないけれども、定住促進のやつ、最終的に何件になっているのかをまず教えていただきたい。</p> <p>あと、28ページの商工業振興費の空き店舗のやつが、なぜ167万円、それから利子補給については全体的に借入れが少なくなったからという解釈になるわけですけども、その辺の内容をご説明いただきたい。</p> <p>それから、30ページの除雪対策費ですけども、委託費1,056万5,000円の減額ですよ。これはあれだけ我々に苦情の電話が来たわけですけども、どうして対応できなかったのかと言えば、今の課長さんはわからないし。</p> <p>それからもう1つは、きょう青森でも実績が出ていましたけれども、スマホで画面を送って、役場が直に住民からとって除雪作業をするという手段もあるそうですから、そういうのも今年度ですか、来年の除雪のときにそういうのも考慮したほうがいいと思いますので、その辺の答弁をお願いします。</p> <p>西館議長</p> <p>政策推進課長</p> <p>(成田光寿君)</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>21ページの定住促進関係の助成金の実績ということで、まず地域の元気再生定住促進助成金のほうでございます。30年</p>
答弁		

答弁	西館議長  商工観光課長 (久保田優治君)	<p>度1年間の実績は5件になっております。</p> <p>もう1つ、定住促進助成金。これは30年度4月から始まった新たな事業であります、こちらは1年間で43件となっております。</p> <p>以上であります。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、28ページの空き店舗助成補助金の減額です。助成金です。167万円の減額について、まず説明します。</p> <p>こちらは、当初300万円で予算計上しておりまして、1店舗当たり100万円の上限の補助を3件予定しておりましたが、実績で2件の活用がありまして、1件の申請がなかったと。うち1件は満額100万円でしたが、もう1件については精査の結果、33万3,000円の補助ということだったので、実績がそちらを減じて、167万円減じたものです。</p> <p>小規模事業者経営改善資金の利子補給の142万5,000円の減額については、議員お見込みのとおり申請予定の件数は用意していましたが、借入れの時期等の違いによりまして、予定額に届かなかった分を142万5,000円減額したものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
答弁	西館議長  地域整備課長 (西館道幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、除雪作業委託料の減額の理由の件についてご説明いたします。</p> <p>1月23日付で専決をさせていただきました。議員おっしゃるとおり、さまざまな要望等がありまして、それに対応するために増額のこの予算要求をしたところではありますが、その専決以降、降雪の量が思ったよりも少なかったということで、当初見込んでいた委託費用がかからなかったということを知っております。30年度は一斉の除雪が2回ほど出ておりまして、あと、一斉以外の部分除雪、幹線とか吹きだまり、あとは要望等への対応ということになっておりまして、専決以降の降雪量が</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>思ったよりも少なく進んだということで、委託費用がかからなかったと聞いております。</p> <p>それで、提案のありましたスマホでの情報提供ということだと思いますけれども、私も今初めて聞いたことでありますので、今後調査研究しながら、幾らかでも除雪のほうにスムーズに対応できるような体制づくりを今後検討していきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、7番、平野敏彦議員。</p> <p>7番、平野です。</p> <p>歳出のほうで、私は、全般的に見て減額になっているわけですが、特に目立つのが委託料であります。これは契約によって予算的な措置がされていると思っておりますけれども、なぜこの専決でやって委託料が出てきているのか。10款の教育費なんかを見ますと、委託料が減額になっているのが中学校費、それから社会教育費、委託料の減額があります。これは何でこうなるのか。3月31日でこれだけ減るということは、何か条件変更があったのか。そういう部分で、理由がちょっと私予測できませんので、ご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>あと1つは、この歳入歳出全般を見て感じるんですけども、特に、さっき2番議員も言っていますけれども、8款の除雪部分については、やはりもっと前もって対応すべきだと私は思うんですけども、専決後に積雪がなかったということですが、その前に除雪に来たのが、町が定める15センチ以上雪が降っても、私の地域では1回。15センチ以上が何回も降っていますけれども、1回だけです。やっぱりそういうのが、町民が非常に行政に対する不信感を持つわけですから、やはりある程度基準を。15センチだから除雪するということじゃなくても、今特に高齢者世帯が多いわけで、いろんな形で除雪できない家庭が多いわけですから、この辺にも配慮して、もっと早目の手だてをしていただくようお願いをしたいと思います。</p> <p>今、教育委員会のほうについては、なぜ委託料が減額になっ</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>ているのか、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>例えばうちのほうであれば、この資料でいくと34ページとかに公用車の運転業務委託、バス運転業務委託とさまざまメンタルヘルスの委託料とかとありますけれども、実際にここの部分は学校行事バスあれば学校が使った回数等によって金額を支払う契約等になっておりますので、こちらはある程度予算を確保していたんですが、学校で回数が減ったりすると、ここの部分が大きく変わって来たりしますので、ある程度予算に余裕があったんですけども、その部分で減額になっている。そういったものが多数あります。ほとんどがそういった形での減額になります。</p> <p>また、あと設計等に関しましても、同じように見積もりをとって入札で落ちたりとか、そういった、ただ、たまたま後から設計なんかをする場合でも、契約変更等もありますので、その段階で事業等が終わった段階で落としているといったものもございまして、そういった部分でご理解をいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>平野議員からの除雪に対する要望といいますか意見がありましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>確かに除雪1回、一斉に出ますと1,000万円ほどかかる聞いておりますし、10センチ以上の降雪になった場合には除雪をするようにしておりますので、部分的に例えば吹きだまりがある箇所につきましては、パトロールをしながらその都度町で対応をしたり、あるいは区域の除雪請負業者に、委託業者をお願いして対応したりしておりますので、もしそのような部分的なものでありますとか、10センチを超える箇所があった場合には、町のほうにぜひご連絡をいただければそれなりの対</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長 (議員席) 西舘議長</p>	<p>応をしていければなど思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳出全款及び給与費明細書、債務負担に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>質疑は地方債に関する調書により行います。</p> <p>説明書45ページから46ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。2番、澤上 勝議員。</p>
<p>答弁</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西舘議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>46ページのところですけれども、限度額4,480万円。実際に借り入れしているかと思えますけれども、今現在、借り入れを幾らして、どの銀行から借り入れをしているのか。</p> <p>それから、金利については3.5%以内となっておりますけれども、現実的には何%で今借りているのか。</p> <p>そのお答えを、まずお願いたします。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>この議案書の46ページに書いております学校給食センター建設事業に係る地方債4,480万円のことについてご説明いたします。</p> <p>資料のほうでは、年3.5%以内と記載をしておりますが、こちら実際の借り入れは地方公共団体金融機構という、全国の地方自治体がそれぞれ出資をしている公的団体から借り入れを行う予定にしております。実行はまだ、この出納整理期間内に行う予定であります。</p> <p>ちなみに、利率はまだ実行しておりませんので、まだ確定はしておりませんが、年率3.5%以内ということではなくて、金融機構ということでもありますので、これよりもはるかに低い0.08%で借り入れする予定にしております。</p> <p>答弁漏れないでしょうか。</p> <p>以上であります。(「借入額」の声あり)</p>

質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	<p>実際の借入額も4,480万円で借入れをする予定にしております。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>ちょっと確認をしますけれども、今現在借入れがないということは、必要がないから借入れがないという解釈でよろしいのか。これから借入れしなければならない状況が出るということをもとにこれをつくっているのか。その1点だけ。</p> <p>それから、今、民間でなくどこだかの団体から借りるということでありますから、全く民間、青銀とかみちのくとかは全くないという解釈ですね。</p> <p>金利はそのとき決めるので、まずその2点をもう一度。</p>
答弁	西館議長  財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>地方債につきましては、例年、事業が確定して支払いが終わる時期であります出納整理期間の例年5月の末ごろに借りる手続をしております。</p> <p>それから、ただいまの借入先、地方公共団体金融機構と申し上げました。地方公共団体金融機構から借入れできるものは、向こうにも予算がありますので、金額の確定が早いものについて早目に申し込みできるものに限られております。普通の事業については、支払いが終わる年度末、そのころに終わる事業につきましては市中銀行といいまして、近隣の青い森信用金庫であったりとか、農協さんだとか、青森銀行さんだとか、そういったところから利率の見積もりをとった上で、安いところから借入れをするという運用を行っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	<p>2番。</p> <p>現状では必要ないのにつくっているということですよ、解釈を聞けば。整理期間で必要になるということですからね。だ</p>

答弁	西館議長	<p>から、整理期間ですから4、5で必要になるからということでしょう、まず一つ。</p> <p>それから、前にもある議員さんが言っていたけれども、地元の青い森信用金庫さんはある程度、優遇という言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、配慮して使うようにと、多分一般質問の中で言っているし、今の話を聞くと、また入札でやっているということは、青い森信用金庫さんには目がいかないような気がするんですけども、その辺どうですか。</p>
	<p>財政管財課長</p> <p>(岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>今、借入れをしなくてもいいのではないかとご質問、1点目のご質問についてお答えをいたします。</p> <p>実は4月、5月出納整理期間というのは資金が枯渇する時期でありまして、地方債を起こすということではなくて、町が保有している基金から一部それを取り崩して5月、この地方債の借入れを起こすまでの期間をつないでいるものであります。決して借りなくてもよいということではなくて、この地方債がないとそのまま基金が減ってしまいますので、借入れができる5月に地方債を起こすということを運用を行っております。</p> <p>それからもう1点目のご質問、指定金融機関の青い森信用金庫からの借入れについて、私ちょっと説明が足りなかったと思います。昨年度、確かにそういうご質問、やりとりがありました。それで、利率の見積もりをとって比較しておるんですけども、一定割合を青い森信用金庫から借入れできるような運用を平成30年度から行っております。ですので、見積もり合わせした結果、青い森信用金庫から借入れしなかったということがないような配慮を、今後もしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ほかにございせんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、地方債補正についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席)	これから討論を行います。
	西舘議長	初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西舘議長	なしと認め、討論を終わります。 これから承認第9号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	西舘議長	日程第23、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	それでは、承認第10号についてご説明申し上げます。 議案書の47ページから50ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書1ページから11ページになります。 本件は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,542万8,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。 その主な内容であります。歳入では、支出見込み額の精査により、保険給付費及び保健事業費を減額したほか、収入支出財源調整により基金積立金を増額したものであります。 歳入であります。保険税につきましては、収入状況により増額し、県支出金の普通交付金につきましては、保険給付費の減額に合わせて減額、特別交付金につきましては、交付決定により増額したほか、一般会計繰入金を減額したものであります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。

<p>質疑</p>	<p>2 番 (澤上 勝君)</p>	<p>これから第 1 表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書 3 ページから 11 ページです。</p> <p>質疑ございませんか。2 番、澤上 勝議員。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>1 点だけ。私納得いかないんだけど、一般会計繰入金があるわけですね。わざわざ積立金を 7,700 万円しているわけですね。逆にこれを、繰入金を少なくして積立をなくしても、私は財政的に無理はないと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんですか。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>一般会計繰入金につきましては、国民健康保険法によりまして繰り入れるものが決まっております。職員の給与費等の繰り入れ等々、繰り入れるものが決まっております、それぞれの増減によって増額をしたり減額をしたりということでございますので、単純に歳入歳出の差し引きで繰り入れ、繰り出しをするというような性質のものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  7 番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>2 番、よろしいですか。</p> <p>7 番、平野敏彦議員。</p> <p>7 番、平野です。</p> <p>3 ページになります。歳入の保険税の一般被保険者国民健康保険税のところの 2 節、そして 4 節、滞納繰越分が約 700 万円ぐらい、後期高齢者、国保給付の分で増額になっています。これは徴収の仕方がよかったのか。どういう形で、原因は何ですか。</p> <p>税務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>3月にも補正をしたかと思うんですけども、その後収入額がふえた部分と見込みを超えたという部分で、今回また専決でふやさせていただいております。</p> <p>滞納繰越につきましては、1月から3月、これまでにかけて新たなものをやったところではありませんけれども、従来からの催告、あとは分納されている方々に滞納整理計画等を確認をしたりした結果になっているかと思えます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>特段努力しないということは、予算計上が甘かったということになるんじゃないですか。ジャンジャンとってふえたというのであればなるほどという感じはしますけれども、約70万円がそうすると、当初の滞納の徴収する見込みが甘かったということで理解していいですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>そういう形ではないんですが、予算につきましては滞納繰越額を定期的に全体を把握しながら収入見込みを立てられるかという、そこまで積算が簡単な形ではありませんので、ある程度率をもとにしながら、収入額を固めているところであります。</p> <p>1つお話をさせていただきたいのは、私は税務課に配属になりまして1年間見てきたわけですけども、国保に関しましては、やはり今まで滞納がある方につきましては、1年間の保険証をお渡しするものではなくて、認定証という形でお渡しして、やはり病院にかかりたい方につきましては、短期のもの証明書を出す。この証明書の方々に出す際には、やはり滞納額をクリアさせるための金額を設定させていただいておりますので、その部分で収納がだんだん高まってきているのかなというのを感じております。</p> <p>今回の部分に関しましても、やはりその積み重ねがこの結果になってきているのではないかなということで、よろしくお願</p>

質疑	西館議長	いたします。
	7番 (平野敏彦君)	<p>7番。</p> <p>医療費の滞納繰越分については、今言ったような方法、手だてをすることで納付を促進するということも理解できます。</p> <p>後期高齢者の部分については、私は年金受給者が定額の人については、私はなかなか大変だという声を聞いています。でも、年金から引かれてくることによって生活するのにも支障を来しているということもありますので、これでも滞納が出てくるというのは、ちょっと私解せない部分があるんですけども、何かからくりがありますか、仕組みが。こういう仕組みでこれからも滞納は減ることはありませんということになりますか。</p>
答弁	西館議長	税務課長。
	税務課長 (福田輝雄君)	<p>後期高齢の部分にお話になっておりましたが、65歳以上につきましては、年金の額に応じて年金の特別徴収、天引きで国民健康保険も後期高齢も、あと介護保険料納付につきましても天引きされる形になっているかと思えます。</p> <p>国民健康保険については、この滞納がある方が75歳になった場合に後期高齢のほうに移行されますので、国民健康保険税の滞納繰越額を持ったまま後期高齢に移行された場合には、やはり税務課としましては、基本的には古い本税から徴収をしていく形をとっておりますので、後期高齢のほうのお金をいただく前に古い国民健康保険税の本税のほうを納付していただく仕組みにしておりますので、後期高齢の部分がやはりそのまま現年が残ってしまうという流れにはなっております。そこにつきましては、やはり年金収入しかない方々を、多額の滞納繰越額を残させたままそのまま行うのは、今後対応をしていかなければならないとは考えております。</p> <p>今後の対応につきましては、やはり実態把握をして訪問をすることによって、その生活状況を見据えた形でどのような対策が必要かというのを今年度進めていきたいと考えておりますので、また対策等がはっきりできる形になったときにはお知らせ</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>をしながら進めていきたいと思ひます。</p> <p>ほかにござひませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第10号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>日程第24、承認第11号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第3号)について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、承認第11号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の51ページから54ページ、特別会計補正予算に関する説明書の13ページから17ページになります。</p> <p>本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,835万3,000円としたもので、去る3月31日に専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容について申し上げますと、歳出については、1件の寄附金等に伴う増額と、ふるさと応援寄附金の減額との差額により、基金積立金を22万3,000円減額するものです。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>地域整備課長</p>	<p>一方、歳入におきましては、寄附金を9万6,000円増額、ふるさと応援寄附金等の一般会計繰入金を31万9,000円減額したほか、貸付金収入を54万6,000円増額し、それに伴い基金繰入金で同額を減額調整するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書15ページから17ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第11号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第25、承認第12号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>承認第12号についてご説明申し上げます。</p>
--------------	--	--

	(西館道幸君)	<p>議案書の５５ページから５９ページ、別冊の補正予算に関する説明書の１９ページから２６ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から９６４万２，０００円を減額し、予算の総額を１０億８，６２０万７，０００円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、事業の確定に伴い下水道整備工事費等を減額し、歳入では分担金及び負担金を増額したほか、使用料、一般会計繰入金及び町債を減額したものであります。</p> <p>なお、第２表、地方債補正につきましては、事業費の確定により２件の限度額を変更したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書２１ページから２５ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p>
	(議員席) 西館議長	<p>次に、第２表、地方債補正についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、地方債に関する調書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書２９ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、地方債補正についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから承認第12号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 <b>**なしの声**</b> 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	西館議長	日程第26、承認第13号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (西館道幸君)	承認第13号についてご説明申し上げます。 議案書の60ページから63ページ、別冊の補正予算に関する説明書の31ページから34ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額から154万9,000円を減額し、予算の総額を1億2,664万2,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、事業の確定に伴い農業集落排水施設更新工事費等を減額し、歳入では使用料を減額したものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書33ページから35ページです。 質疑ございませんか。 <b>**なしの声**</b>
	(議員席) 西館議長	なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。

当局の説明	(議員席) 西舘議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b> なしと認め、討論を終わります。 これから承認第13号について採決いたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西舘議長	<b>**なしの声**</b> 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	日程第27、承認第14号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	承認第14号についてご説明申し上げます。 議案書の64ページから67ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書37ページから51ページになります。 本件は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ2,945万2,000円を減額し、予算の総額を22億1,425万7,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。 その主な内容であります。歳出では、実質見込み額の精査により保険給付費を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では保険料を増額したほか、交付決定及び歳出の支出見込み額の精査により、国庫支出金及び県支出金を増額、支払い基金交付金及び繰入金を減額したものであります。 以上で説明を終わります。
西舘議長	これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。	

	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>特別会計補正予算に関する説明書39ページから51ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第14号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま総務文教及び産業民生の各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されました。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、各委員長から、各委員会の所管する事務の調査について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>にご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
<p>日程終了</p>	<p>西舘議長</p>	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p>
<p>町長挨拶</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>改選された議員による初めての議会、そして平成から令和へと改元後の初めての議会でありました。</p> <p>第1回おいらせ町議会臨時会におきましては、議員の皆様にご提案いただきました全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を真摯に受けとめ、町政運営に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>さて、4月29日から5月6日までの期間で開催した春まつりですが、いちよう公園、下田公園とも大勢の来場者でにぎわいを見せておりました。</p> <p>また、今月18日先行開催の野球競技を皮切りに、6月8日、9日の2日間にわたって上北郡総合体育大会が七戸町を主会場に開催されます。年に一度の上北郡のスポーツの祭典でもあり、郡内町村の体育関係者が一堂に会し、熱戦が繰り広げられることが期待されます。</p> <p>議員各位におかれましては、会場に足を運んでいただき、おいらせ町選手を激励し大会を盛り上げていただければ幸いに存じます。</p> <p>最後になりますが、議員の皆様には健康に留意をされまして、今後ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、簡単ではございますが閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長.....**榎山**.....忠.....

議 長.....西 館 秀 雄.....

署名議員.....木 村 忠 一.....

署名議員.....澤 上 訓.....